

～令和2年度 後学期（令和2年10月21日～12月25日迄：引き続きカテゴリーB（警戒）の「感染警戒強化期間」）における対応～

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (クラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター 学食・サービスセンター等	会議・委員会	教職員執務 (TA/SA/学生スタッフ準拠)	学生のキャンパス立入 及び 行動（帰省を含む）	学外者の キャンパス立入
A (要注意)	自治体から警報・宣言等を発出していないが、十分な感染防止対策を必要とする場合	<p>キャンパス内 建物の全入口 カード運用</p> <p>10/21～12/25 引き続き 「感染警戒強化 期間」として 「警戒レベルB」 を継続する</p> <p>後学期授業期間 ・大学: 9/23～1/22 ・高専: 9/23～1/21</p>	<p>●大学授業期間：9/23～1/22</p> <ul style="list-style-type: none"> 9/23～12/18の期間は、工学部と他学部の学生に分けて隔週で対面授業を実施する。 12/21～12/25の期間は、全ての実験科目のみ、対面授業が実施できる。 1/7～1/22の期間は、オンライン授業期間とする。 PDⅢ科目、修士研究科目は、人数を半数以下として対面にて実施する。 教育活動について、 平日：19時まで(但し、PDⅢ科目、修士研究科目は、教員在室時は21時まで可能とする) 土曜：学生のみでの活動は不可(但し、PDⅢ科目、修士研究科目は、教員在室時は17時まで可能とする) 日祝：終日不可 <p>●学外講師・非常勤講師の授業担当は、引き続き、警報・宣言等を発出している都道府県、又は他都道府県からの移動に対して注意喚起等が行われている都道府県からの講師は対面授業を禁止とし、遠隔授業での実施とする。</p> <p>●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。</p> <p>●学外授業は、県内に限り申請書提出のうえ許可制のもと実施する。</p> <p>●高専授業期間：9/23～1/21</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日：19時まで(土曜：13時まで) 日祝：終日不可 *白山麓キャンパスは除く 卒業研究科目は、人数を制限し対面にて実施する。 <p>但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、授業形態の変更等の周知及び適切な措置を講じる。</p>	<p>●学内での学外研究者との活動及びRA活動は、健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で、届出制にて実施する。</p> <p>●事前の出張申請・許可のもとで県をまたぐ研究活動は、教員のみが活動できる。</p> <p>但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、研究活動制限等の措置を行い、適切な対策を講じる。</p>	<p>●《学内活動》</p> <p>平日：19時まで可能とする なお、授業が対面でない学生は、第5時限以降の登校や活動は可能とする。</p> <p>土曜：17時まで可能とする 日祝：原則、活動不可 *高専生で白山麓キャンパスの寮生は、別途取り扱う。</p> <p>●《学外活動》</p> <p>●学外活動は、県内の活動のみが対象として、指導者の立ち合いのもとで実施するものとする。但し、事前に申請書(場所、人数、内容、時間等)が提出され許可されたものだけが実施できる。</p> <p>●他大学との合同練習等については検討のもと、実施の可否を決める。</p> <p>●公式大会参加については、検討のもと参加の可否を決める。</p> <p>但し、感染者の有無に応じて、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、課外活動制限等の指導他、適切な措置及び対策を講じる。</p>	<p>●感染対策と状況に応じて、一定の利用制限を設ける場合があり事前にホームページを参照して利用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ライブラリーセンター 数理工教育研究センター 夢考房 スポーツ考房 チャレンジラボ 自己開発センター 基礎英語教育センター 学生ステーション 情報処理サービスセンター パソコンセンター 留学支援課 各種事務サービス窓口 など <p>●学食・売店等の営業時間 ◇1F学食 ラテラ 8時～19時(土曜10時～13時) ◇2F学食 イルソーレ 10時～15時(土曜閉店) ◇コンビニ アクア 8時半～19時(土曜～14時) ◇やつかほ学食 エナジー 11時～20時(土曜～13時半) ◇ブックセンター 8時半～17時(土曜～13時) ◇サービスセンター 9時～16時半(土曜～13時)</p> <p>●学外者の利用は禁止</p> <p>但し、感染者の有無に応じて、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、キャンパス機能の利用内容を変更する。</p>	<p>密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた上で、対面する会議や委員会等は実施できるものとする。但し、可能な限りオンラインでの活動を推奨する。</p>	<p>全カテゴリー(A,B,C,D)において勤務形態は所属長と安全衛生委員長(法人本部長)が協議して決める。教職員は、本活動制限指針を遵守する。</p> <p>●毎日、健康状況確認シートを記入する。</p> <p>●感染症への対応を徹底するため、感染が疑われる場合は、所属長に速やかに申し出ると共に、人事課に連絡する。</p> <p>●新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート、新型コロナウイルス感染症への対応と勤務の在り方を遵守する。</p>	<p>●事前連絡と健康状態等チェックし、感染防止対策を講じた上で、立入を可能とする。なお対応者は、面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。</p>
	B (警戒)		<p>石川県は警報・宣言等を発出しておらず、他自治体が警報・宣言等を発出している場合(他都道府県からの移動に対して注意喚起等が行なわれている場合も該当)</p> <p>石川県が独自に警報・宣言等を発出した場合</p>		<p>●出張申請時において、引き続き、出張対象となる都道府県が、他からの移動に対して注意喚起等が行われている場合は出張を原則禁止する。但し、その必要性和重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は、出張できるものとする。東京、愛知、京都、大阪等の大都市圏を中継地とする際は、十分な注意を必要とする。</p> <p>●学外出張した教員は、1週間の在宅勤務とする。</p> <p>●学内の研究活動のみが許可</p> <p>●外部からの研究者受入や来所は禁止</p>	<p>●公式大会参加については、検討のもと参加の可否を決める。</p>	<p>●学外者の利用は禁止</p>	<p>密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた上で、対面する会議や委員会等は実施できるものとする。但し、可能な限りオンラインでの活動を推奨する。</p> <p>●オンライン会議を基本とする</p>	<p>●出張申請時において、引き続き、出張対象となる都道府県が他からの移動に対して、注意喚起等が行われている場合は出張を原則禁止する。但し、その必要性和重要性が事前協議(※2)で確認できた場合は出張できるものとする。</p> <p>出張した教員は1週間の在宅勤務、職員は所属長と法人本部長が執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。</p> <p>なお、入学試験実施等の特定公務は別に定める。</p>
C (高度警戒)	石川県・首都圏を含む多くの自治体で警報・宣言等が発出されている場合	●緊急事態宣言あるいは自治体の警報・宣言等が解除される迄は、全ての授業科目は遠隔授業として実施する。	●研究所内での外部研究者との活動及びRA活動は不可とし、在宅勤務での活動は可能とする。	●全面禁止とする。	●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●基本的にはオンライン会議で実施する。	●交代制勤務もしくは在宅勤務にて運用する。	●緊急的に必要な場合に限り、許可制のもと立入を可能とする。	●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品などを除き、キャンパスへの立入を禁止する。
D (緊急事態)	再度、全国に緊急事態宣言が発出された場合	●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。	●研究所内での活動は基本不可、最低限必要な生物、薬品、施設設備等の維持・管理については研究者が実施(※1)できる。			●オンライン会議のみを可能とする。	●学園機能維持のために、必要最小限の機能以外は、基本的に在宅勤務にて運用する。	●全キャンパスの立入を禁止する。	●学園機能維持のうちライフライン関連以外の立入を禁止する。

※1「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な幹幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

※2 事前協議とは、所属長(学長、校長、ICC所長、法人本部長)のそれぞれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。

注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。

注記2. 学生の就職活動(インターンシップを含む)、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記3. 学生の宿泊を伴う課外活動、深夜(22時～5時迄)に亘る課外活動、不特定多数者との飲食等に伴う課外活動は禁止する。

注記4. 国外(外務省が渡航を許可している国)の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。

注記5. 学内から感染者が発見された場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。

注記6. 令和2(2020)年度においては、原則キャンパス内の教室等の貸出は行わない。